個別の注

改　n）　AISを除くこれらのチャネル（第75及び第76）の使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第16チャネルへの有害な混信を避けるため、出力を1W以下へ制限することによって全ての予防策をとるものとする。

削　o）

追　r）　海上移動業務において、この周波数は、将来のアプリケーション又はシステム（例えば、新AISアプリケーション、マン・オーバーボード・システムなど）の実験使用のために確保されている。主管庁が実験使用を認めるのであれば、その運用は、固定業務及び移動業務で運用する局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

追　s）　第75及び第76のチャネルは、船舶からの長距離用AIS情報（メッセージ27：最新版のITU-R勧告M.1371参照）を受信するための移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。

追　t）　2017年１月１日まで、第一地域及び第三地域では、既存のデュープレックスチャネル、第78、第19、第79及び第20は、継続して割り当てることが可能である。これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整に従い、単一周波数チャネルとして運用することができる。その日以降は、これらのチャネルは、単一周波数チャネルとしてのみ割り当てる。しかしながら、既存のデュープレックスチャネルの割当ては、影響を受ける主管庁との調整に従い、海岸局用に保持され、船舶用に維持される。

追　u）　第二地域では、これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整に従い、単一周波数チャネルとして運用することができる。

追　v）　オランダでは、2017年１月１日以降これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整に従い、デュープレックス周波数チャネルとして運用することができる。

追　w）　第一地域及び第三地域では、2017年１月１日まで、157.025-157.325MHz及び161.625-161.925MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、影響を受ける主管庁との調整に従い、新技術用に使用することができる。新技術用にこれらのチャネル又は周波数帯を使用する局は、無線通信規則第５条に準拠して運用する局に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。2017年１月１日以降、157.025-157.325MHz及び161.625-161.925MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、最新版のITU-R勧告M.1842に述べるデジタルシステムの活用のために特定されている。これらの周波数帯は、デジタル変調の発射を使用する海上移動業務の局からの保護を要求しないことを条件として、また、影響を受ける主管庁との調整に従い、最新版のITU-R勧告M.1084に述べるアナログ変調にも使用することができる。

追　ww）　第二地域では、157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、最新版のITU-R勧告M.1842に準拠したデジタル変調の発射に指定する。

追　x）　2017年１月１日以降、アンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、157.125-157.325MHz及び161.725-161.925MHzの周波数帯（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、デジタル変調の発射に指定する。2017年１月１日以降、中華人民共和国では、157.150-157.325MHz及び161.750-161.925MHzの周波数帯（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、デジタル変調の発射に指定する。

追　y）　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整に従い、単一周波数又はデュープレックス周波数チャネルとして運用することができる。

追　z）　これらのチャネルは、固定業務及び移動業務で運用する既存のアプリケーション及び局に有害な混信を生じないこと、また、保護を要求しないことにより、将来のAISアプリケーションの可能な試験のために使用することができる。

付録第30号*　11.7-12.2GHz（第三地域）、11.7-12.5GHz（第一地域）及び12.2-12.7GHz（第二地域）の周波数帯における放送衛星業務のための全ての業務に関する規定並びに関連するプラン及びリスト[1]

第５条　放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当ての通告、審査及び国際周波数登録原簿への記録[18]

追　5.2.10　国際周波数登録原簿に記録され、第一地域及び第三地域のリストから発する宇宙局の周波数割当ての使用が６か月を超える期間停止される場合は、通告主管庁はできるだけ速やかに、使用が停止された日から遅くとも６か月以内に、無線通信局に対しその使用が停止された日付を通知しなければならない。登録された割当てが元の使用に戻るときは、通告主管庁は、できるだけ速やかに、その旨を無線通信局に通知しなければならない。登録された割当てが元の使用に戻る日付[20の2]は、停止の日付から３年以内とする。

追　5.2.11　第一地域及び第三地域のリストにある登録周波数割当ての使用が、停止の日付から３年以内に再開されない場合は、割当てに4.1.26節又は4.1.27節が適用される場合を除き、無線通信局は国際周波数登録原簿及びリストから割当てを取り消さなければならない。

第11条　第三地域における11.7-12.2GHz帯及び第一地域における11.7-12.5GHz帯の放送衛星業務のためのプラン

削　9　暫定ビーム。これらの割当ては、WRC-2000においてプランに含まれた。これらの割当ては東ティモール専用である。

改　[18]　衛星通信網申請のコスト回収に関する、改正された理事会決定482の規定に基づき支払いが受理されない場合、無線通信局は関係主管庁に通告した後、適宜、5.1.6に定められている公表及びそれに対応する5.2.2、5.2.2.1、5.2.2.2又は5.2.6に基づく登録原簿への記入並びにそれらに対応するリスト又は2000年６月３日以降のプランへ追加された記入の取消しを行う。無線通信局は、このような措置を執ったことを全ての主管庁に通知する。既に支払いが受領されている場合を除き、無線通信局は上述の理事会決定482に基づき支払期日の２か月前までに通告主管庁に対し督促状を送付する。決議第905（WRC-07）も参照。

追　[20の2]　静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ての使用再開の日付は、以下に規定する90日間の開始日でなければならない。静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ては、その周波数割当てを送信又は受信する能力を有する静止衛星軌道の宇宙局が、90日間継続して通告された軌道位置に配置され保持される場合に、使用が再開されたものとみなす。通告主管庁